

(14) 油圧式圧入引抜機の移設費の積算について (意見・要望事項)

下水道局は、表1の契約により、下水道管きよ老朽化対策のため、再構築工事(注)を行って
いる。

本契約では、軽量鋼矢板土留めを油圧式圧入引抜機(以下「圧入引抜機」という。)により
設置し、道路を掘削しながら下水道管きよの布設替えを実施している。

ところで、局積算基準(管路・開削編)では、圧入引抜機の据付・解体費は、軽量鋼矢板の
圧入・引抜時に各々1回計上し、移設が必要な場合は、移設費を計上することとしている。

そこで、本契約の設計書を見たところ、圧入引抜機の据付・解体費は軽量鋼矢板の圧入・引
抜時に各々1回計上されていたが、移設費については計上されていなかった。

このことについて局は、圧入引抜機を使用できない狭あいな路線が多く、他の工法を採用す
る場合もあり、移設回数を見込むことが困難であるとのことであった。

しかしながら、圧入引抜機を使用できない区間を含んだ再構築工事を行う場合には、他の工
法の採用についても総合的に勘察した上で、移設費の積算を検討する必要がある。

局は、圧入引抜機の移設費の積算について検討が望まれる。

(注) 再構築工事

老朽化した下水道管や関連施設を新しいものに取替・修繕する工事のこと

(表1) 契約の概要

項番	契約件名	工期	契約金額
1	荒川区西尾久一丁目、北区田端新町三丁目付近再構築工事	令和6.10.28～令和10.2.4	854,700,000
2	墨田区立花一、二丁目付近再構築工事	令和6.7.11～令和10.5.1	946,000,000
3	江戸川区平井一丁目、小松川四丁目付近再構築工事	令和4.12.16～令和7.5.15	565,829,000

(単位：円)

(15) 建物管理委託の清掃業務における諸経費の積算を適正に行うべきもの (指摘事項)

保健医療局は、表1の契約により、在原有看護専門学校の清掃業務や設備保守管理業務等を委
託している。

このうち、清掃業務の積算について見ると、定期刊行物に掲載された清掃費の価格(以下「掲
載価格」という。)を労務費として計上し、これに諸経費(注)を別途計上していた。

しかしながら、採用した掲載価格は労務費に諸経費を含んだものであり、さらに局が諸経費
を合算したため二重に計上されていた。

このため、表2のとおり、予定価格の積算において、項番1は約568万円、項番2は約338
万円がそれぞれ過大なものとなっている。

局は、建物管理委託の清掃業務における諸経費の積算を適正に行われたり。

(注) 諸経費

委託費のうち、労務費以外の直接物品費、業務管理費、一般管理費等のこと

(表1) 契約の概要

項番	契約件名	工期	契約金額
1	東京都立在原有看護専門学校建物管理委託	令和6.4.1～令和6.9.18	17,380,000
2	東京都立在原有看護専門学校建物管理委託(その2)	令和6.9.13～令和7.3.31	14,869,250

(単位：円)

(表2) 指摘金額

項番	項目	区分	設計(概)	指摘(正)	差額(概) - (正)
1	諸経費(消費税等を含む。)	①	5,681,500	0	5,681,500
2	諸経費(消費税等を含む。)	②	3,381,400	0	3,381,400

(単位：円)

(①)約568万円、(②)約338万円

(16) 駅ホーム補強における工法変更時の共通仮設費の積算を適正に行うべきもの (指摘事項)

交通局は、表1の契約により、都営浅草線西馬込駅外7駅でホームドア設置のため、既設ホームの補強工事を行っている。

ところで、局算標準(共通編1)では、共通仮設費(注1)の準備費として積算する内容のうち、調査・測量・予張(注2)等に要する費用を共通仮設費の率計算分に含めている。

そこで、本工事の第5回設計変更の設計書を見ると、西馬込駅及び木所吾妻橋駅において、ホームの床版補強方法をシート補強から支柱補強に変更(図)し、その際、支柱補強工事前に実施する調査・墨出し(注3)の費用を、共通仮設費の準備費として新たに積み上げて計上していた。

このため、第5回設計変更の共通仮設費の率計算分に調査・墨出しに係る費用が含まれているにもかかわらず、今回新たにこの費用を積み上げたことから、表2のとおり、約280万円が過大となり、かつ不経済支出となっている。

局は、駅ホーム補強における工法変更時の共通仮設費の積算を適正に行われない。

(交通局)

(注1) 共通仮設費

土木工事では、工事目的物の施工に間接的に係る費用をいう。パライネードなどの設置費用、準備や跡片付けに要する費用(準備費)、品質管理に要する費用などがある。

(注2) 予張

施工に着手する前に測量を行い、工事目的物の正確な位置を出す作業で、木杭や水糸を用いて施工の基準となる目印を設置するもの

(注3) 墨出し

施工に着手する前に測量を行い、工事の基準となる目印を構造物などに付ける作業

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	工期	契約金額
浅草線ホームドア設置に伴う西馬込駅外7駅ホーム補強その他工事	令和2.6.8～令和6.8.30	2,031,892,500

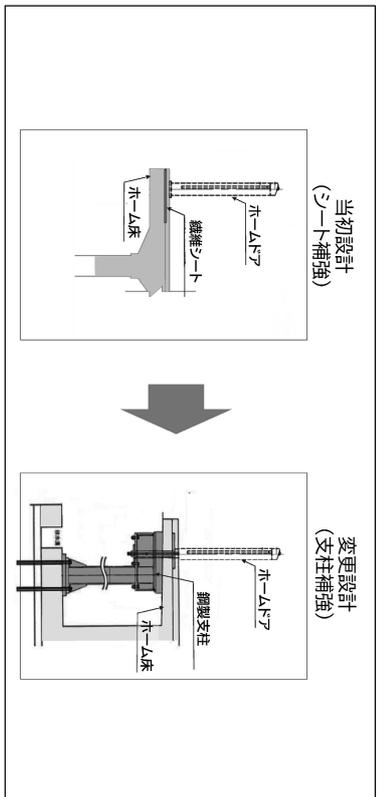
(表2) 指摘金額の内訳

(単位：円)

項目	区分	設計(誤)	指摘(正)	差額(誤)-(正)
共通仮設費		121,325,696	119,387,057	1,938,639
共通仮設費を除く諸経費等の差額(消費税等含む。)				864,265
合計				2,802,904

(約280万円)

(図) 床版補強方法



3 施工

(17) 建築物の外装工事における足場の安全管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの

〔重点監査事項〕（指摘事項）

環境局は、表1の契約により、青梅市御宿において、自然公園(便所改築)工事を行っている。本工事においては、地面から2m以上の高所作業用に足場を設置していたが、外装工事の作業時に筋交いと一体となった手すり（以下「手すり等」という。）の一部を外しており、その安全管理について確認したところ、次の点が認められた。

① 令和5年3月に改正された労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）（以下「規則」という。）では、地面から2m以上の高所作業用の足場の一部解体若しくは変更した場合には、受注者及び下請事業者それぞれが点検者を指名して、足場用墜落防止設備について点検させ、その結果及び点検者の氏名等を記録・保存することとされている。

しかしながら、関係書類を確認したところ、受注者は、作業前に点検者を指名し、点検、その記録保存等を行っていたものの、下請事業者は、事前に点検者を指名しておらず、点検、その記録保存等も実施していなかった。

規則に定められた点検及びその記録保存等を下請事業者が実施していないことは、適正でない。

② 東京都建築工事標準仕様書（令和5年4月版）では、施工上やむを得ない場合において、高所作業用足場の手すり、幅木等の設備を取り外す際は、最低限の範囲とするともに、墜落制止用器具を使用するなど墜落防止の措置を講ずることとされている（図）。

しかしながら、工事記録写真を見たところ、手すり等が複数区画にわたって連続して外され、幅木もすべて外されていた。

受注者が、施工上やむを得ず足場の手すり、幅木等を取り外す場合には、作業する区画に合わせて最低限とすべきであったところ、複数区画にわたって連続して取り外していたことは、適正でない。

局は、建築物の外装工事における足場の安全管理について受注者を適切に指導・監督された

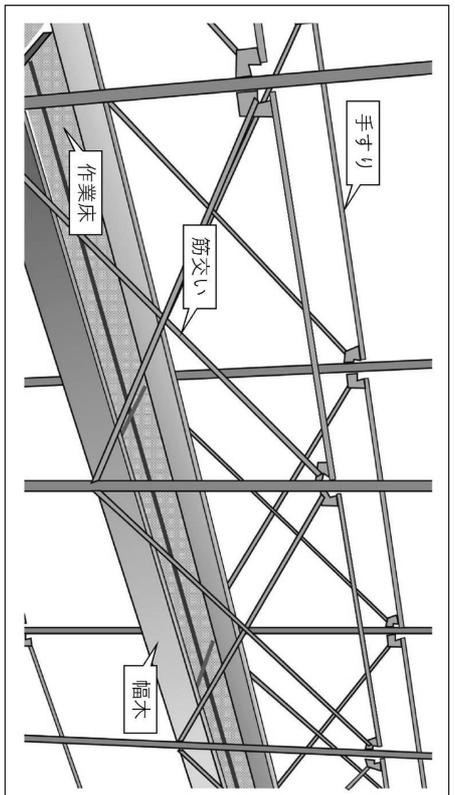
い。

(表1) 契約の概要

契約件名	工期	契約金額
自然公園(便所改築)工事(撤木) その2	令和6.12.27～令和7.3.28	38,390,000

(単位：円)

(図) 足場の手すり、筋交い、幅木、作業床



(18) 根固めブロック据付けの施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの

〔重点監査事項〕(指前事項)

建設局は、表1の契約により、関戸橋の架替えに伴い設置した橋脚の洗掘防止対策として、橋脚ごとに重量3tの根固めブロックを複数連結して据え付けている。
ところで、クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)では、移動式クレーン(図)は、最大吊上荷重を超えて使用してはならないとされている。

そこで、本工事の施工計画書を見ると、受注者は、根固めブロックを吊上可能な最大吊上荷重2.5tのラフタークレーン(注1)を使用して据え付けることとしていた。

しかしながら、工事記録写真を見ると、最大吊上荷重2.9tのクレーン機能付きバックホウ(注2)で重量3tの根固めブロックを吊り上げていた。これはバックホウの能力を超えた危険な状況であり、バックホウが転倒するおそれがあった。

局は、根固めブロック据付けの施工管理について受注者を適切に指導・監督されたい。(建設局)

(注1) ラフタークレーン

クレーン機能付きバックホウ

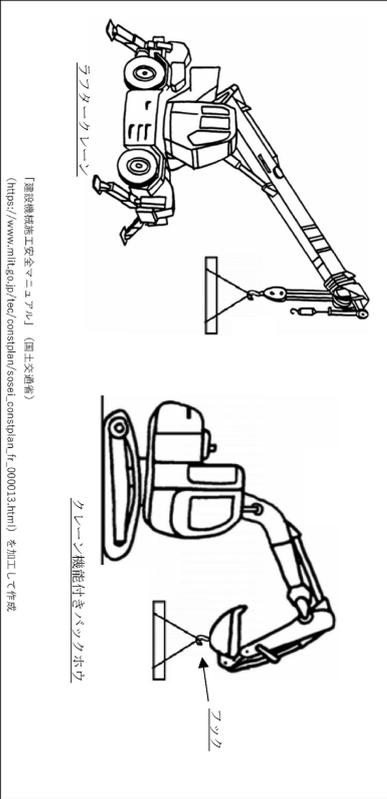
(注2) クレーン機能付きバックホウの吊り上げや運搬などのクレーン機能を備えたバックホウ(油圧ショベルの一種)

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	工期	契約金額
橋脚基礎洗掘防止工事(5北南一関戸橋の13)	令和5.8.7～令和6.5.31	299,378,200

(図) 移動式クレーン



(19) 街路築造工事の人孔設置における墜落防止措置について受注者を適切に指導・監督すべきもの

〔重点監査事項〕(指前事項)

建設局は、表1の契約により、中野区大和町一丁目地内から同区大和町四丁目地内において、街路拡幅工事に伴い、道路排水管を新設する工事を行っている。

ところで、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)では、高さが2m以上の開口部等で墜落により作業員に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等(以下「囲い等」という。)を設けなければならないとされている。

また、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取り外すときは、作業員に要求性能墜落制止用器具(注)を使用させる等、墜落による作業員の危険を防止するための措置を講じなければならないとされている。

しかしながら、本工事の工事記録写真について見ると、排水管管理用の人孔設置箇所において、欄干深さが2m以上あるにもかかわらず、墜落防止用の囲い等を設置していなかった。また、囲い等を設置していないにもかかわらず、作業員に要求性能墜落制止用器具の使用もさせていなかった。

局は、街路築造工事の人孔設置における墜落防止措置について受注者を適切に指導・監督されたい。(建設局)

(注) 要求性能墜落制止用器具

墜落時に作業員に加わる衝撃荷重を低減させるとともに、身体を支持する機能を有した器具で、フルハーネス型と剛ベルト型がある。

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	工期	契約金額
街路築造工事のうち排水管設置工事(5三-補227大和町)その3	令和6.1.22～令和6.11.5	56,587,300